

議案第 75 号

多可町ココロン那珂条例の一部を改正する条例の制定について

多可町ココロン那珂条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 25 年 6 月 20 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町ココロン那珂条例の一部を改正する条例

平成 25 年 月 日

条例第 号

多可町ココロン那珂条例（平成 18 年多可町条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条及び第 13 条中「別表」を「別表第 1 及び別表第 2」に改める。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 7 条、第 13 条関係）

区分	棟数	定員	使用料	加算額
コテージ	9 棟	(1 棟) 4～6 人	1 棟 1 人につき 5,000 円	3 人以上の利用の場合、追加 1 人につき 2,000 円（小学生未満は 1,000 円）を加算
宿泊棟 A	4 室	(1 室) 4 人	1 室 6,000 円 (最低 2 人で利用)	3 人以上の利用の場合、追加 1 人につき 2,000 円（小学生は 1,300 円、小学生未満は 800 円）を加算
宿泊棟 B	1 室	24 人	1 室 1 人につき 1,800 円 (最低 18 人で利用)	19 人以上の利用の場合、追加 1 人につき 1,800 円（小学生は 1,300 円、小学生未満は 800 円）を加算

備考

- (1) この表は、1 月 5 日から 6 月 30 日まで及び 9 月 1 日から 12 月 25 日までの宿泊に適用する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の前日を除く。
- (2) 使用料及び加算額は、サービス料及び消費税を含む。

別表に次の1表を加える。

別表2（第7条、第13条関係）

区分	棟数	定員	使用料	加算額
コテージ	9棟	(1棟) 4～6人	1棟 1人につき6,000円	3人以上の利用の場合、追加1人につき2,620円（小学生未満は1,000円）を加算
宿泊棟A	4室	(1室) 4人	1室6,000円 (最低2人で利用)	3人以上の利用の場合、追加1人につき2,000円（小学生は1,500円、小学生未満は800円）を加算
宿泊棟B	1室	24人	1室 1人につき2,000円 (最低18人で利用)	19人以上の利用の場合、追加1人につき2,000円（小学生は1,500円、小学生未満は800円）を加算

備考

- (1) この表は、7月1日から8月31日までの宿泊の場合並びに日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日に適用する。
- (2) 使用料及び加算額は、サービス料及び消費税を含む。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町ココロン那珂条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行				改 正					
○多可町ココロン那珂条例 平成18年8月10日条例第39号				○多可町ココロン那珂条例 平成18年8月10日条例第39号					
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)					
(使用料)				(使用料)					
第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、 <u>別表</u> に定める使用料を納付しなければならない。				第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、 <u>別表第1及び別表第2</u> に定める使用料を納付しなければならない。					
2～3 (略)				2～3 (略)					
第8条～第12条 (略)				第8条～第12条 (略)					
(利用料金)				(利用料金)					
第13条 1～2 (略)				第13条 1～2 (略)					
3 利用料金の額は、 <u>別表</u> に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。				3 利用料金の額は、 <u>別表第1及び別表第2</u> に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。					
4～6 (略)				4～6 (略)					
<u>別表 (第7条、第13条関係)</u>				<u>別表第1 (第7条、第13条関係)</u>					
1月5日から6月30日まで及び9月1日から12月25日までの宿泊の場合。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日を除く。									
区分	棟数	定員	使用料（サービス料及び消費税額を含む。）		区分	棟数	定員	使用料	加算額
コテージ	9棟	(1棟)	1棟	3人以上の利用	コテージ	9棟	(1棟)	1棟	3人以上の利用
		4～6人	(最低2人で利用)	の場合			4～6人	1人につき5,000円	の場合、追加1

				追加1人につき 2,000円を加算
			5,000円	
宿泊棟A	4室	(1室) 4人	1室 (最低2人で利用)	3人以上の利用 の場合
			1室	追加1人につき 2,000円を加算
			6,000円	
宿泊棟B	1室	24人	1室(最低18人で利用)	
			1人につき 1,800円	

備考

- 1 小学生未満は、コテージの追加1人につき1,000円を加算する。
- 2 小学生は、宿泊棟の追加1人につき1,300円を加算する。
- 3 小学生未満は、宿泊棟の追加1人につき800円を加算する。

7月1日から8月31日までの宿泊の場合並びに日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日				
区分	棟数	定員	使用料(サービス料及び消費税額を含む。)	
コテージ	9棟	(1棟)	1棟	3人以上の利用

				人につき2,000 円(小学生未満 は1,000円)を加 算
宿泊棟A	4室	(1室) 4人	1室6,000円 (最低2人で利用)	3人以上の利用 の場合、追加1 人につき2,000 円(小学生は 1,300円、小学 生未満は800円) を加算
			1室	追加1人につき 2,000円を加算
			6,000円	
宿泊棟B	1室	24人	1室(最低18人で利用)	
			1人につき1,800円 (最低18人で利用)	

備考

- (1) この表は、1月5日から6月30日まで及び9月1日から12月25日までの宿泊に適用する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日を除く。
- (2) 使用料及び加算額は、サービス料及び消費税を含む。

別表第2(第7条、第13条関係)

区分	棟数	定員	使用料	加算額
コテージ	9棟	(1棟)	1棟	3人以上の利用

		4～6人	(最低2人で利用)の場合	
				追加1人につき 2,620円を加算
			6,000円	
宿泊棟A	4室	(1室) 4人	1室 (最低2人で利用)	3人以上の利用 の場合 追加1人につき 2,000円を加算
			1室	6,000円
宿泊棟B	1室	24人	1室(最低18人で利用)	1人につき 2,000円

備考

- 1 小学生未満は、コテージの追加1人につき1,000円を加算する。
- 2 小学生は、宿泊棟の追加1人につき1,500円を加算する。
- 3 小学生未満は、宿泊棟の追加1人につき800円を加算する。

		4～6人	1人につき6,000円	の場合、追加1 人につき2,620 円(小学生未 満は1,000円)を加 算
宿泊棟A	4室	(1室) 4人	1室6,000円 (最低2人で利用)	3人以上の利用 の場合、追加1 人につき2,000 円(小学生は 1,500円、小学 生未満は800円)を 加算
宿泊棟B	1室	24人	1室 1人につき2,000円 (最低18人で利用)	19人以上の利用 の場合、追加1 人につき2,000 円(小学生は 1,500円、小学 生未満は800円)を 加算

備考

- (1) この表は、7月1日から8月31日までの宿泊の場合並びに日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日に適用する。
- (2) 使用料及び加算額は、サービス料及び消費税を含む。